

(目的)

第1条 この規程は、ローム記念館のプロジェクトルームにおいて、学校法人同志社（以下「同志社」という。）の教職員及びプロジェクト参加メンバーが行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「発明等」とは、発明、考案、意匠並びに回路配置、品種、プログラム、データベースに関する著作物及びノウハウをいう。
- (2) 「職務発明」とは、教職員及びプロジェクト参加者が行った発明等（ただし、プログラムに関する著作を除く。）であって、その内容が同志社の業務範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が同志社における教職員の現在又は過去の職務に属する発明、教職員が受託研究費を用いてなした発明をいう。
- (3) 「発明者」とは、発明等をなした同志社の教職員及びプロジェクト参加者をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法第19条に規定する育成者権
  - イ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権
  - ウ ア及びイに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、ローム記念館運営委員会委員長、同プロジェクト運営委員会委員長（以下「当該委員長等」という。）が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）
- (5) この規程の対象となる「教職員」及び「プロジェクト参加者」とは、次に定める者をいう。
  - ア 同志社の専任教職員及び学生・生徒
  - イ 同志社の客員教授などで、かつ発明等につき契約がなされている者
  - ウ プロジェクトルームにおけるプロジェクトにたずさわる企業の社員
  - エ その他、任用にあたって発明等につき契約がなされている者

(権利の帰属)

第3条 同志社は、職務発明にかかわる知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、ローム記念館プロジェクト運営委員会の議を経てローム記念館運営委員会がその権利を発明者に帰属させることができる。

2 教職員が、本学の発意に基づきその職務上プログラムの著作物を作成した場合には、同志社が当該著作物の著作者となる。

(届出等)

第4条 教職員及びプロジェクト参加者が職務発明をなした場合、前条第2項に規定する著作物を作成した場合又は職務発明以外の発明等の権利を同志社に譲渡することを希望する場合は、その内容を記載した書面をローム記念館プロジェクト運営委員会委員長（以下「委員長」という。）に届けた後、この規程及び予め締結した契約書に基づき、その後の手続をしなければならない。

2 前項の発明等の届出は、別に定める様式にしたがって行うものとする。

(大学院生及び学生のなした発明等)

第5条 同志社の大学院生及び学生・生徒（以下「学生等」という。）が発明等をなした場合であつて、当該学生等が当該発明等に関する権利の譲渡を同志社に申し出た場合には、同志社はこれを承継することができる。この場合、当該学生等については教職員に準じてこの規程を適用する。  
(発明委員会)

第6条 ローム記念館運営委員会は、発明等の権利の帰属、権利の取得及びその実施化を円滑に行うためにローム記念館プロジェクト発明委員会を設ける。  
2 発明委員会は、第4条第1項の届出による発明等の権利の帰属に関する事項、その他発明等に関する必要な事項を決定し、その結果をローム記念館プロジェクト運営委員会及び発明者に報告、通知しなければならない。  
3 プロジェクト運営委員会は前項の発明委員会の決定が妥当であるかを判断し、その結果を速やかにローム記念館運営委員会に通知しなければならない。  
4 発明委員会の構成、権限等については別に定める。  
(不服の申立て)

第7条 教職員及びプロジェクト参加者は、第6条第2項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内にローム記念館プロジェクト運営委員会委員長に対し、不服を申し立てることができる。  
2 プロジェクト運営委員会委員長は、不服の申立てがあつたときは、発明委員会の意見を徴したうえで、不服申立ての可否を決定する。  
3 プロジェクト運営委員会委員長は、前項の決定を当該発明者、ローム記念館運営委員会委員長等に通知する。

(権利の承継等)

第8条 同志社は、第6条の手続を経て発明等に関する権利の全部又は一部の承継を決定したときは、これを所有するものとする。  
2 同志社は、前項に基づき承継された発明等に関する権利に基づき、速やかに知的財産権を取得するための手続をしなければならない。ただし、ノウハウとしてとどめる場合を除く。  
3 前項に規定する出願に要する費用及び権利保持に要する費用は、同志社と発明者がそれぞれの知的財産権の持分割合に応じて負担する。  
4 発明等をなした者は、同志社が承継する発明等に関する権利についての譲渡証を、ローム記念館プロジェクト運営委員会委員長に提出しなければならない。  
5 同志社が発明等に関する権利を承継しないと決定したときは、当該発明等に関する権利は、当該発明等をなした者に帰属するものとする。  
6 同志社に譲渡された発明等に基づく知的財産権を放棄又は消滅させようとする場合には、当該発明等をなした者にその権利を返還しなければならない。  
7 同志社は、プロジェクト運営委員会委員長等及び発明者に報告、通知した後、承継した知的財産権を受ける権利の全部又は一部を、「知的財産権付与の支援」を行う適切な事業団あるいは技術移転会社に譲渡することができる。

(発明者の自己実施権の放棄)

第9条 同志社と発明者が共有する知的財産権が、学外とのプロジェクトの成果であつて、発明者と誘致プロジェクト等の相手方との共有に係る場合は、発明者は、教育・研究活動に使用するときに除いて当該知的財産権に係る自己実施権及び許諾権を放棄するものとする。

(権利譲渡への対価の支払い)

第10条 同志社は、以下の場合、発明者に対して、別に定める対価を支払うものとする。  
(1) 第8条の規定により知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）を受ける権利、あるいは知的財産権の譲渡を受けた場合

- (2) 第8条の規定により譲渡された知的財産権を受ける権利により知的財産権が付与された場合
- (3) 同志社が知的財産権の譲渡、専用実施権の設定を受けた発明等が実施され、その結果、同志社が適切なる利益を受けた場合

(守秘義務)

第11条 同志社及び発明者は、当該発明等の内容等の事項について、同志社又は発明者が権利譲渡した団体が出願するまでの期間は秘密を守らなければならない。ただし、発明者及び同志社の責によらずして公知となった場合は除く。

(退職後、卒業後の取扱い)

第12条 発明者が退職又は卒業した場合においても、第10条各号の権利譲渡に伴う対価の支払を受けることができる。

(事務局)

第13条 この規程に関する事務は、大学京田辺校地総務課が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、ローム記念館プロジェクト運営委員会及びローム記念館運営委員会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2003年9月1日から施行する。

別表（第10条関係）

同志社は、第10条に基づき、発明等をなした者に対して、以下の対価を支払う。

- (1) 知的財産権（プログラム、データベースに関する著作権を除く。）を受ける権利又はノウハウの譲渡を受けた場合、1件につき10,000円
- (2) 譲渡された知的財産権を受ける権利により知的財産権が付与された場合、1件につき20,000円
- (3) 発明者の発明等が実施され、その結果、本学が適切なる利益を受けた場合、その収入の30%、ただし、年額1,000万円を超えないものとする。